様式第１号（第４条、第１０条関係）

　　　　年度がんばる地域プラン事業（支援事業）計画(報告)書及び収支予算(決算)書

１　プラン名

（地域区分　　　　　　　　　　　　　　　）

２　プラン策定主体名

３　事業実施方針

４　事業実施主体名及び内容

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 実施主体 | 種 目・項 目 | 数 量 | 単　価 | 金　額 | 備　考 |
| 推  進  事  業 |  |  |  | 円 | 円 |  |
| 小　　計 | |  |  | 円 |  |
| 整  備  事  業 |  |  |  | 円 | 円 |  |
| 小　　計 | |  |  | 円 |  |
| 合　　　　　　計 | | | | |  |  |

（注）１　種目・項目欄には区分毎に記載し、本事業により機械・施設等の導入を予定している（導入した）場合には、上段に名称を記載し、下段に仕様を括弧書きで記載すること。

２　備考欄には、機械・施設等の導入を行う場合は、導入予定場所（導入場所）を集落名等で記載すること。

３　事業を行うに当たって、事業実施主体が自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙１に融資の内容を記載して添付すること。なお、記載した融資を受けようとする金額以外の項目に変更がある場合は、別紙１に改めて融資の内容を記載して添付すること。

５　事業費の内訳

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 実施主体 | 事業種目 | 事 業 費 | 内　　訳 | | | 備　考 |
| 県　費 | 市町村費 | その他 |
| 推  進  事  業 |  |  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 整  備  事  業 |  |  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 合　　計 | | 円 | 円 | 円 | 円 |  |

６　収支予算

（１）収入の部

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度予算額  （本年度決算額） | 前年度予算額  （本年度予算額） | 比　較　増　減 | | 備　考 |
| 増 | 減 |
| 県補助金  市 町 村  そ の 他 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 合　　計 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |

（２）支出の部

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度予算額  （本年度決算額） | 前年度予算額  （本年度予算額） | 比　較　増　減 | | 備　考 |
| 増 | 減 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 合　　計 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |

７　事業完了予定年月日

８　県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由

　（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に理由を記載）

９　園芸施設共済等への加入状況（加入済・今後加入予定（○年○月）・対象施設を導入しない）

　※ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、施設の利用開始までに園芸施設共済等への加入すること。

１０　他の補助金の活用

（１）活用の有無　（　有　・　無　）

　 ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

（２）活用補助金の概要

　　※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

（３）その他

　　※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用て整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

　　※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予　　　定がある場合はその内容を記載すること。

１１　消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

１２　添付資料等

（１）「組織の規約」、定款及び支援事業の実施が承認された「総会議事録」の写し。

　　　※任意組織、農協、集落営農法人、農業公社、社会福祉事業を行う法人、第三セクターの場合

（２）事業費の詳細がわかる資料（見積書等）

（３）機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、プランに掲げた目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが充分に比較・判断される資料。

（４）特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」。

　　　選定理由には、他のメーカーとの機能比較（客観的に判断できる資料）により、プラ　　　　ンの目標を達成するために必要不可欠な理由を記載。

（５）施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番のわかる資料。

　　　農地・建築等に関する関連法令等（農地法、農振法等）の手続がわかる資料。

（６）実績報告時には、事業費が確認できる資料（領収書、売買契約書の写し等）

（７）施設を開設する場合で食品衛生法に基づく営業許可が必要な場合は、許可証の写しなど手続がわかる資料。

（８）ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、園芸施設共済等の加入証書又は加入申込書等の写し

※交付申請時に添付する場合は、実績報告時は省略可とする